

ぬくもりボランティア福祉サービス事業実施要綱

「住民参加型地域福祉サービス事業」

（目 的）

第 1 条 本格的な少子・高齢化の進展、家族機能の変化等により福祉サービスの需要は大きく変容しており、地域で生活する高齢者、障がい者等への生活支援は、行政、社会福祉法人等において対応してきている。しかしながら、昨今、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度の対象とならない身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化している。本事業は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づき、住民同士の支え合い活動を行うことで、『他人事』ではなく、『我がごと』『丸ごと』の地域づくりを育むとともに、制度では対応できない身近な生活課題を解決していくことを目的に実施する。

（実施主体及び機関）

第 2 条 本事業の実施主体及び実施機関は、西条市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

2 本事業の実施にあたっては、関係機関、団体等と緊密に連携をとりながら実施するものとする。

（コーディネーターの設置及び職務）

第 3 条 本事業の円滑な推進を図るため、ぬくもりボランティア福祉サービス事業コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置き、本会職員がその業務を担う。

2 コーディネーターは、第 4 条に定める利用会員と協力会員のマッチング業務を行うとともに協力会員の育成に努める。

（会 員）

第 4 条 本事業を円滑に推進するため、会員制度により運営するものとする。

2 会員は、この事業の趣旨及び目的に賛同して加入申込をした者で、次の 2 種類に区分し構成する。

（1） 利用会員

市内に居住する高齢者、障がい者、父子、母子世帯等で、日常生活を営むうえで、生活支援サービスの必要性が生じ、かつ家庭や地域において支援を受けることが困難な者とする。

（2） 協力会員

市内に居住する 18 歳から概ね 75 歳までのものとし、心身ともに健全で、この事業に対する理解と熱意を有し、生活支援サービスを提供できる者とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（会員資格の取得）

第 5 条 利用会員になろうとする者は、支援依頼書兼登録書（様式第 1 号）により会長へ申し込むものとする。但し、本人による申し込みが困難なときは親族等が代わって申し込むことができる。

2 協力会員になろうとする者は、協力会員申込書（様式第 2 号）により会長へ申し込むものとする。

3 会長が協力会員と認めた者に対して、協力会員登録証（様式第 3 号）を発行する。

（会員資格の喪失）

第 6 条 会員が次の各号の一つに該当した場合は資格を喪失するものとする。

（1） 退会届（様式第 4 号）により退会の申し出があったとき。

（2） 市外に転出したとき。

（3） 死亡したとき。

(4) 第 11 条第 2 項または第 13 条に違反したとき。

(5) その他、会長が会員としてふさわしくないと認めたとき。

2 協力会員が資格を喪失したときは、直ちに会長に登録証を返還しなければならない。

(サービスの内容)

第 7 条 サービスの内容は、次の区分に掲げるとおりとする。

(1) 家事

ア 掃除、片付け、ごみ捨て代行

イ 洗濯

ウ 生活必需品の買い物代行、食事の準備（調理を除く）・片付け

エ 電球・電池の交換

オ 草引き（薬剤散布・機械作業を除く）

(2) 付き添い

ア 散歩

イ 買い物

ウ 通院

エ 集会への参加

(3) 相談等

ア 手紙の代筆・代読

イ 相談、話し相手

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めるもの。

2 サービス活動の範囲は市内に限るものとする。

3 サービス内容は、利用会員及び同居する家族が日常生活を営むのに最低限度必要な範囲とし、次の各号に掲げるサービスは除く。

(1) 専門の資格や許可を必要とするサービス

(2) 危険を伴うことが想定されるサービス

(3) 宿泊を伴うサービス

(4) その他、会長が適切でないと判断したサービス

4 「介護保険法」に基づくサービス、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス及びその他の公的サービス等が利用できるときは、当該サービスを優先するものとする。

(サービスの提供時間)

第 8 条 サービスの提供は、原則として月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間で必要と認められる時間とし、1 回 2 時間までで 1 日 1 回を限度として行うものとする。ただし、利用会員が希望するサービス内容を勘案し、やむを得ない場合には午前 7 時から午前 8 時 30 分までの時間も提供可能とする。

2 サービスの提供は、次の各号のいずれかに該当する日は行わない。ただし、会長が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

(利用申込み)

第 9 条 サービスの提供を受けようとする利用会員等は、支援依頼書兼登録書（様式第 2 号）によりコーディネーターに申し込むものとする。ただし、既に提出済の支援依頼サービスの内容に変更がなく、日程を追加する場合には、電話等による申し込みも可能とする。

2 申し込みは、原則としてサービス提供予定日の 10 日前までとする。

(サービス提供の決定)

第 10 条 会長が前条の規定によるサービスの申し込みを受理した時は、速やかにコーディネーターが内容を調査するとともに協力会員とマッチングを行い、サービス提供の可否を利用会員に通知する。

(サービス利用の終了又は取消)

第 11 条 サービス利用の終了又は取消をしようとする利用会員等は、速やかにその旨を会長へ申し出なければならない。

2 会長は、利用会員が次の各号の一つに該当するときは、サービスの提供を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正な手段によりサービスの提供を受けていることが判明したとき。

(2) その他サービスの提供が不相当と認められるとき。

3 会長は、前項の規定によりサービスの提供を取り消すときは、必要に応じ実態調査を行い、速やかにサービス提供の可否を決定し、利用会員に通知するものとする。

(サービス利用料)

第 12 条 サービスの提供終了後、利用会員は協力会員に対して別表に定める基準に従い、利用料を支払うものとする。

2 サービスを受けたにもかかわらず、所定の利用料金を支払わないときは、直ちに実態調査を行い、利用を停止するとともに、利用会員に利用料の支払を命ずることができる。

(協力会員の責務)

第 13 条 協力会員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サービスの提供において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、会員資格を喪失した後も同様とする。

(2) サービスの従事中に利用会員に異常を認めたときは、直ちに会長へ報告するとともに適切な措置を講じ、必要に応じて関係機関等に連絡しなければならない。

(3) 活動中に事故が生じたときは、速やかに会長に報告するとともに適切な処置を行わなければならない。

(4) サービスに従事するときは、常に協力会員登録証を携帯しなければならない。

(5) 訪問中に物品の斡旋、販売・勧誘、宗教活動、政治活動、営業に関する周知又は物品等を受ける行為をしてはならない。

(保 険)

第 14 条 本会はボランティア保険に加入することとし、所定の傷害及び賠償責任保険を適用するものとする。

(研 修)

第 15 条 協力会員に対する研修は、必要に応じて適宜行うものとする。

(費 用)

第 16 条 この事業に要する費用は、市の補助金及び自主財源をもってあてる。

(委 任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 12 条関係）

サービス内訳

区分	内 容	金 額	備 考
(1) 家事	掃除、片付け、ごみ捨て代行 洗濯 買い物代行、食事の準備・片付け 電球・電池の交換 草引き	ア 開始 30 分以内 一律 200 円	
(2) 付き添い	散歩 買い物 通院 集会への参加	イ 30 分超過 1 時間以内 200 円（最初の 30 分） ＋ 10 分ごとに 100 円加算 ウ 1 時間超過 500 円（最初の 1 時間） ＋ 1 時間ごとに 500 円	
(3) 相談等	手紙の代筆・代読 相談、話し相手		